

## 令和7年度

### 光化学オキシダント（スモッグ）特別監視を実施します

和歌山県では、光化学オキシダント（以下、オキシダント）の濃度が特に高くなる5月から10月にかけて、特別監視を実施します。監視期間中、予報等の発令基準に該当する場合は、関係機関の協力を得て住民に対する周知を行います。

◆特別監視期間：令和7年5月7日（水）から令和7年10月3日（金）

※土・日曜日及び祝日を含む

◆監視地域：和歌山市（A地域）

海南市（B地域）

海南市下津町の地域及び有田市（C地域）

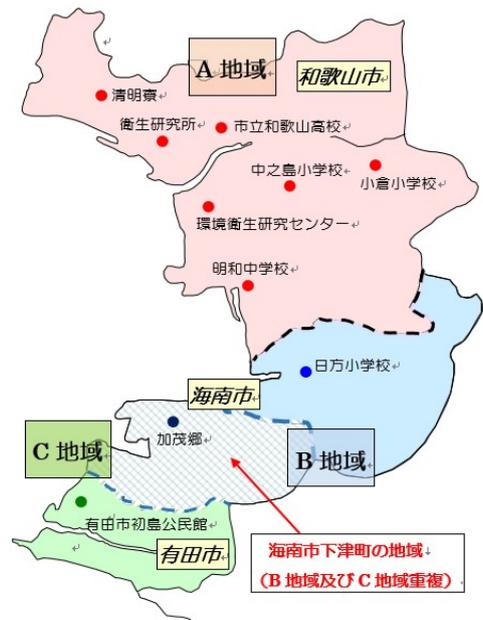
※海南市下津町の区域は、B地域、C地域に重複

【地域図（●が測定局の位置）】

A地域：7測定局

B地域：2測定局

C地域：2測定局



◆発令基準等：裏面のとおり

(連絡先)

環境生活部環境政策局環境管理課 環境保全班

担当：尾上、東山

電話：073-441-2683（直通）

内線：2683

○発令基準

区分	発令基準
予報	同一地域内の測定局のうち1局以上のオキシダント濃度（1時間値、以下同じ）が0.10ppm以上になり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。
注意報	同一地域内の測定局のうち2局以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。
警報	同一地域内の測定局のうち2局以上のオキシダント濃度が0.30ppm以上になり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。

○予報・注意報等が発令されたときの注意

区分	周知事項
予報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。</li> <li>2 屋外での特に過激な運動はさけること。</li> <li>3 眼やのどなどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、もよりの保健所又は市に連絡すること。</li> </ol>
注意報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をさけ屋内に入ること。</li> <li>2 眼やのどなどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、もよりの保健所又は市に連絡すること。</li> <li>3 不要不急の自動車の使用をさけること。</li> </ol>
警報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外になるべく出ないこと。</li> <li>2 各学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。</li> <li>3 眼やのどなどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、もよりの保健所又は市に連絡すること。</li> <li>4 自動車の使用をさけること。</li> </ol>

※オキシダントは、工場や車から出る排ガスが太陽光によって反応してできるオゾンやアルデヒドなどの汚染物質の総称です。光化学オキシダントの濃度が高くなり、遠くの景色やビルに「もや」がかかったように見えにくくなったりする状態を光化学スモッグと言い、眼やのどの粘膜を刺激します。

※発令基準が注意報以上になった場合には、工場・事業場に対する使用燃料の削減要請などの必要な措置を行います。

※過去5年の発令状況は以下のとおりです。

年度	予報（回数）	注意報（回数）	被害（人）
令和2年度	0	0	0
令和3年度	1	0	0
令和4年度	2	0	0
令和5年度	1	0	0
令和6年度	3	0	0